

## 後付けの安全運転支援装置設置促進事業補助金

自動車の運転を必要としている高齢運転者を対象として、現在所有して自ら運転する自動車に対して後付けで設置するペダル踏み間違いによる事故を抑止する機能を有した装置（以下「安全装置」と表記する。）の設置を促進し、高齢運転者の安全運転意識の向上並びに交通事故の防止及び被害の軽減を図ることを目的とした補助制度を創設しました。

### 補助制度実施期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

### 補助対象者 ※65歳以上の市民すべてが対象ではないので、説明には十分御注意ください

次の要件をすべて満たす個人

- 1 市内に住所を有している（住民登録がある）満65歳以上の者
- 2 非営利かつ自ら使用する自動車に、令和2年4月1日以降に安全装置を設置した者
- 3 有効期限内の自動車運転免許証を保有している者
- 4 自動車車検証に記載される使用者と申請者が一致する者
- 5 市税等を滞納していない者
- 6 暴力団員ではない者、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者
- 7 国の「サポカー補助金」または当市の高齢者安全装置搭載自動車購入促進事業補助金の交付を受けていない者

### 補助対象自動車

次の要件をすべて満たす自動車

- 1 普通自動車、小型自動車又は軽自動車であって、自家用の用途に供するもの
- 2 安全装置を整備することが可能なもの
- 3 市内を使用の本拠とするもの

### 補助対象の安全装置

現在所有して自ら運転する自動車に対して後付けで設置するペダル踏み間違いによる事故を抑止する機能を有する国が認定した次のいずれかのもので、同装置を設置した車両が「道路運送車両の保安基準」に適合するもの

安全装置の種類	商品（例）	設置・販売事業者
①自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置	踏み間違い加速抑制システム	トヨタ自動車
	ペダル踏み間違い時加速抑制装置	ダイハツ工業
②車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に抑制する装置	S-DRIVE 誤発進防止システム2	イエローハット、オートボックスほか
	JARWA_S-DRIVE	
	ペダルの見張り番Ⅱ	
③その他	ワンペダル	ナルセ機材ほか

※上記以外の安全装置は、事前に御相談ください。

**補助金**

- ・安全装置の設置に必要な購入費及び取付費
- ・安全装置設置費総額（本体＋部品＋工賃）の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）
- ・上限30,000円
- ・1人1台（回）限り

**補助金申請書類（1～6は安全装置の設置日から3か月以内に申請してください）**

- 1 補助金交付申請書兼実績報告書【誓約書を含む】（指定様式）
- 2 安全装置の設置費用の明細が記載された書類及び領収書の写し  
 ※ 販売・設置業者に書類がない場合は、市の安全運転支援装置設置販売証明書（参考様式）を提出してください。
- 3 自動車検査証（使用者欄が申請者本人）の写し（車検証）
- 4 自動車運転免許証の写し
- 5 安全装置の設置完了後の状況写真
- 6 安全装置の機能が確認できるものの写し
- 7 補助金請求書（指定様式）
- 8 口座情報が分かる書類（通帳又はキャッシュカードの写し）
- 9 その他必要な書類

**★注意事項★**

※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。

※上記2の書類は、必要事項が漏れなく記載されていれば、設置の際に発行する書類（納品請求書等）で結構です。

※上記2の書類は、補助金額を算出するために、安全装置の設置に係る費用がしっかり確認できることが重要です。安全装置の設置と同時に修理や点検等を行った場合は、必ずそれらの費用とは区別して記載してください。合算した記載の仕方ですと安全装置の設置に係る費用の確認ができません。書類作成の際は、十分に御注意ください。

※上記2の書類について、発行していない場合、申請者が紛失した場合等については、お手数をお掛けして申し訳ありませんが、設置販売事業者様の方で安全運転支援装置設置販売証明書（参考様式）の御記入、又は書類の再発行等の御協力を何卒よろしくお願い致します。

※申請の際、申請者は必ず朱肉の印鑑（認印）を御持参ください。

・申請は、安全装置の設置日から3か月以内（補助制度終了日の方が早い場合はその日まで）に申請してください。申請期限が土日祝日等の閉庁日の場合は、その直前の平日の開庁日が期限となりますので、御注意ください。

**・申請期限の例**

設置日	申請期限	備考
令和5年4月3日（月）	令和5年6月30日（金）まで	通常時の期限
令和6年3月13日（水）	令和6年6月12日（水）まで	通常時の期限（年度切替時）
令和7年3月10日（月）	令和7年3月31日（月）まで	補助制度終了時の期限

## 申請受付

- ・申請の受付場所は、健康福祉課高齢者福祉係の窓口のみです。支所や郵送での申請はできません。
- ・申請の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。市役所閉庁日や時間外の申請はできません。
- ・申請については、申請者本人の個人申請です。しかし、補助対象者が高齢者ということもありますので、設置・販売事業者様の方で申請を代行していただいても構いません。ただし、申請者はあくまでも個人であり、補助金は申請者に支払われます。
- ・申請様式は、健康福祉課高齢者福祉係の窓口で配布していますが、市ホームページからも印刷できます。御対応いただける範囲で結構ですので、申請者に印刷してお渡しいただけると幸いです。

## その他

- ・補助申請をするためには、いくつかの条件があります。条件に該当しない場合は、補助金を受けられませんので、補助制度の説明には御注意ください。
- ・安全装置は、すべての車両に設置できるものではないため、使用している自動車に設置できるかどうかを必ず事前に設置・販売事業者様に御確認いただくように、市民へ説明しています。御相談がありましたら安全装置設置の可否、設置費用等について、御説明をお願いします。
- ・安全装置の性能について、自動ブレーキが作動する、通常走行中でも作動する、すべての自動車に設置できる等、勘違いされている方がとても多くいらっしゃいます。安全装置の設置後にトラブルにならないように、設置する前の事前相談に来店された際には、十分な御説明をお願いします。
- ・後付けの安全装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、ドライバーが交通ルールを守り、安全運転することが基本です。安全装置の性能、作動条件（走行速度等）、注意事項等を十分に申請者に御説明いただき、申請者が過信せずに安全運転できるように御協力くださいますようお願いいたします。
- ・本資料や市ホームページを御利用いただき、会社内、関連店舗、関連企業等、幅広く情報を展開していただけると幸いです。
- ・今後、市が安全装置についてのご連絡や本補助制度に関する調査等を実施する場合には、御協力をお願いします。

ご不明な点やお問い合わせは、健康福祉課高齢者福祉係 32-0515までご連絡ください。